

## 鹿 児 島 県 公 報

平成27年10月20日（火）第3155号の4



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 奄美大島海区漁業調整委員会委員補欠選挙の投票記載所における候補者の氏名等の掲  
示 (選挙管理委員会取扱い) 1

## 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

## 鹿児島県選挙管理委員会告示第45号

平成27年10月29日執行の奄美大島海区漁業調整委員会委員補欠選挙において投票所内の投票を記載する場所における候補者の氏名及び党派の掲示については、次の方法により行うものとした。

平成27年10月20日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

- 候補者の氏名及び党派の掲示の順序については、市町村選挙管理委員会は、漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条の4の規定による届出又は推薦届出につき、当該選挙長から通知のあった候補者については、当該選挙の期日前9日までにくじで定め、くじで定めた以後に届出の通知のあった候補者については通知の到着順により、その到着が同時であるときはその都度くじで定める。
- 市町村選挙管理委員会は、前項のくじを行う日時及び場所を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめその旨を告示する。
- 市町村選挙管理委員会は、前項の順序により候補者の氏名及び党派の掲示をした後、候補者が死亡若しくは辞退し、又は候補者でなくなった旨の通知を受けたときは、直ちに当該候補者に関する部分を二重線によって抹消する。
- 候補者の氏名及び党派の掲示は、次の様式に準じて記載所ごとに選挙人の見やすい方法によって、市町村選挙管理委員会が行う。ただし、一候補者ごとの掲示の規格は市町村選挙管理委員会において定める。

## 奄 美 大 島 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 委 員 補 欠 選 挙 候 補 者

| 党<br>派<br>名           |
|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 氏<br>ふ<br>り<br>が<br>名 |

- 備考1 氏名及び党派別は、黒書楷書とし氏名にはふりがなを付すこと。
- 2 掲示は、向かって右から左へ1列に掲示すること。ただし、人員が多いときは2列以上とすることができる。
- 3 掲示は、木片又は紙を使用すること。